

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子ども医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成事務
②事務の概要	大和市子ども医療費助成条例に基づき、子ども医療証交付及び医療費の給付を行っている。 特定個人情報ファイルは、子ども医療証交付の審査において、本市で保護者の地方税関係情報が把握できない場合のみ、本人からの同意を得て使用する。
③システムの名称	総合福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例第4条別表第1 4の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども総務課
②所属長の役職名	こども総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大和市下鶴間1-1-1 総務部総務課 046(260)5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大和市鶴間1-31-7 こども部こども総務課 046(260)5608

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I-3 法令上の根拠	大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の第4の5の項	・番号法第9条第2項 ・大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の第4の5の項	事後	
平成29年7月10日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条 別表第2の第9の項	・番号法第19条第14項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	
平成30年7月18日	I-5-②所属長	こども総務課長 佐藤 健二	こども総務課長 玉木 由子	事後	
令和1年6月4日	I-1-②事務の概要	大和市小児医療費助成条例に基づき、小児医療証交付申請者の認定審査、受給者やその保護者の管理を行っている。また、受給者に関して、医療費の給付(現物・現金)を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへのデータ提供	大和市小児医療費助成条例に基づき、小児医療証交付及び医療費の給付を行っている。特定個人情報ファイルは、小児医療証交付の審査において、本市で保護者の地方税関係情報が把握できない場合のみ、本人からの同意を得て使用する。	事後	
令和1年6月4日	I-1-③システムの名称	・児童福祉システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	・総合福祉システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月4日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第14項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	番号法第19条第8号	事後	
令和1年6月4日	I-5-②所属長の役職名	こども総務課長 玉木 由子	こども総務課長	事後	
令和1年6月4日	II-1	平成28年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月4日	II-2	平成28年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事前	
令和5年8月1日	I-1-①事務の名称、②事務の概要、I-2	小児医療費助成事業	子ども医療費助成事業	事前	